

公的年金と私的年金の 新たな役割分担「WPP」とは

人生100年時代の『シン・年金受給戦略』

2023/4/12

株式会社第一生命経済研究所
主席研究員 谷内 陽一

公私年金の役割分担① 旧来の図式(完投型)

■ 社会・経済環境の変化

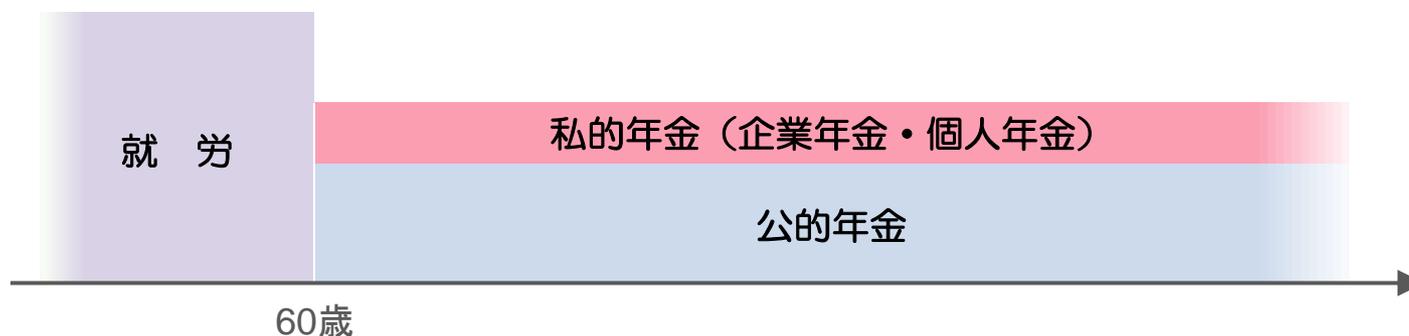
- 低金利・マイナス金利の常態化
- 長寿化に伴う死亡率の改善

民間市場における
終身給付(終身年金)の提供が困難に

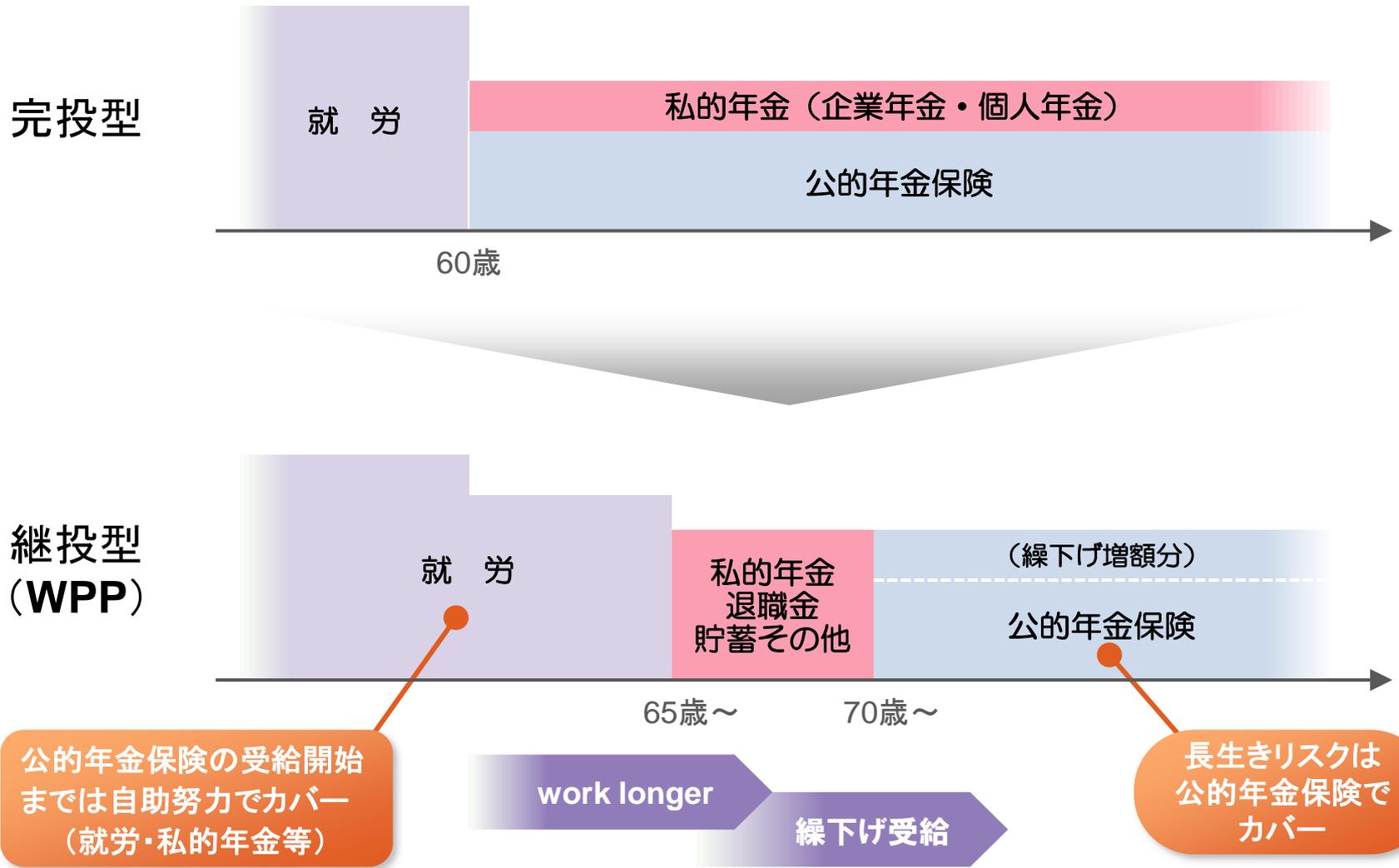
■ わが国の私的年金の給付実態

- 有期年金・確定年金が主体
- そもそも年金ではなく一時金が選択されている

〈完投(上乘せ)型の公私年金の役割分担〉



公私年金の役割分担② 新たな図式(継投型 / WPP)



Work
longer



就労延長

Private
pensions



私的年金等

Public
pensions



公的年金

■ 就労延長 (Work longer)

働けるうちはなるべく長く働く**先発投手(スターター)**



■ 私的年金等 (Private pensions)

就労引退から公的年金の受給開始までをつなぐ**中継ぎ(セットアップ)陣**



■ 公的年金 (Public pensions)

終身給付で人生の終盤を締めくくる**抑えの切り札(クローザー)**



■ 就労延長（**Work longer**）

- 老後の家計収支を二重に改善・・・準備期間の延長 & 取崩し期間の短縮
- 将来の公的年金・企業年金の給付増が期待
- 稼働収入の確実性（ボラティリティが低い）

■ 私的年金等（**Private pensions**）

- 自助努力の範囲が明確化・・・就労引退から公的年金の受給開始までの間
- 有期年金・一時金でも対応可能・・・私的年金の給付実態に適う

■ 公的年金（**Public pensions**）

- 終身給付で長生きリスクをカバー・・・選手（国民）全員でリスクに備える保険
- 繰下げ受給による給付増が可能

■ 就労延長 (Work longer)

- 高齢になると働き口が無くなるのでは?
- いつまで元気に働けるだろうか?

■ 私的年金等 (Private pensions)

- 私的年金で備えるだけの経済的余裕が無い
- うちの会社には退職金や企業年金なんて無い
- 投資や資産運用って難しそう・・・

■ 公的年金 (Public pensions)

- そもそも公的年金は当てになるのだろうか?
- 繰下げ受給をすると税・社会保険料の負担が増える?

■ 就労延長：現役期と同じ働き方は不要

- 就労時間の短縮(フルタイムからパートタイムへ)
- 職務・役割の変更
- 兼業・副業



■ 私的年金等：さまざまな制度・金融商品を総動員

- 会社員：勤務先にある制度から検討：退職金、企業年金、財形年金貯蓄 etc
- 自営業：利用可能な制度から検討：付加年金、国民年金基金、小規模企業共済 etc
- その他：税制優遇の手厚い制度から検討：iDeCo、NISA、個人年金保険 etc

■ 公的年金：終身給付は公的年金保険が最も効率的

- 強制加入による逆選択(adverse selection)の抑制
- 現況確認に係る事務負担・コストが低廉(住基ネットの利用)

■ 実践するための環境が整備されつつある

- 高年齢者雇用の推進・・・定年延長・再雇用 etc
- 税制優遇を伴う資産形成手段の創設・拡充・・・NISA、iDeCo など
- 公的年金・私的年金の改正・・・受給開始時期の選択肢の拡大 etc

■ 柔軟かつ多種多様な「継投」が可能

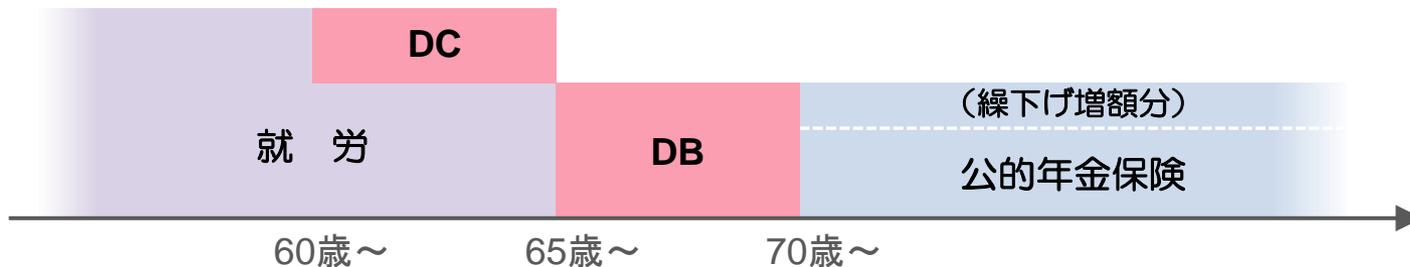
- 個々人のライフプランの状況に応じて自由に決定
- 野球と同等の柔軟性・・・ワンポイント、ロングリリーフ etc
- 野球を上回る柔軟性・・・複数の「投手」の同時起用、両手投げ etc
- (受給開始するまでは)方針変更も自由自在



WPPによる「継投」のバリエーション

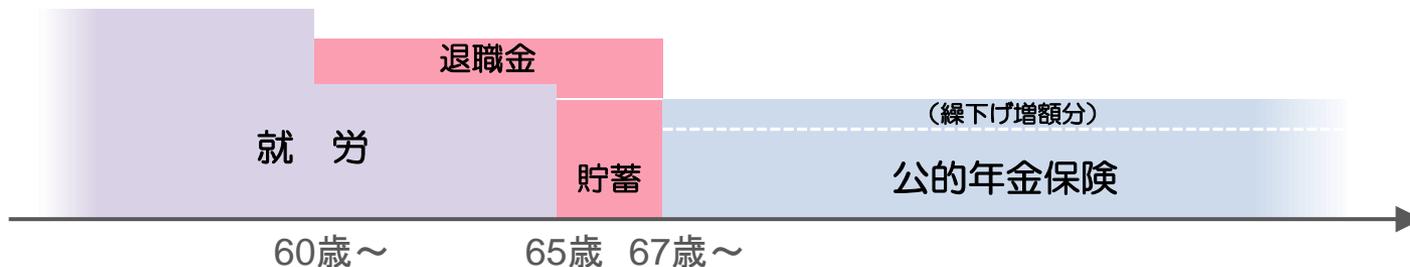
<パターン①>

60歳以降の給与減はDCで補い、70歳まではDBでつなぐ



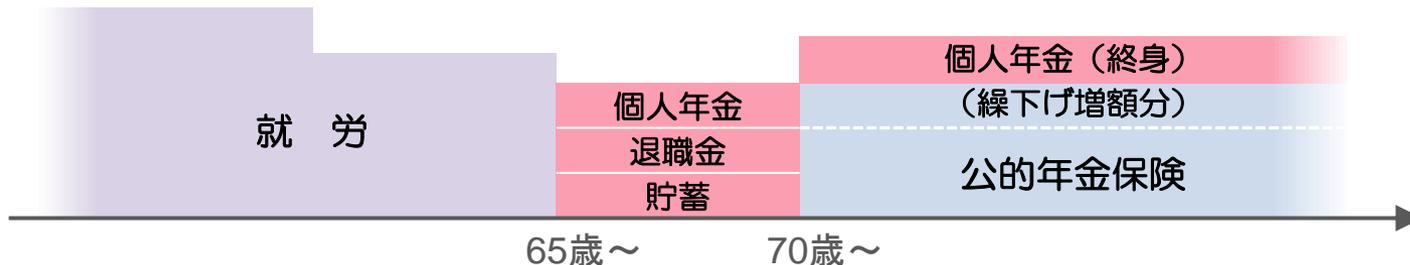
<パターン②>

就労と貯蓄の取り崩しで凌ぎ、頃合いを見て公的年金の受給開始を前倒し



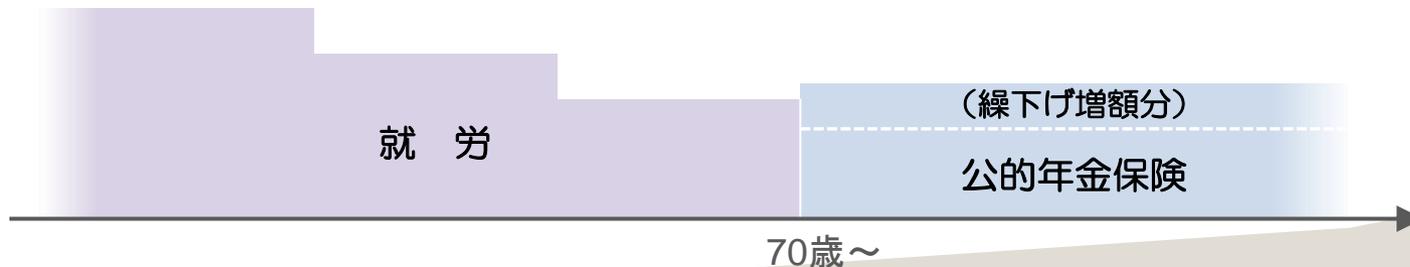
<パターン③>

老後資金が想定以上に積み上がったため、私的年金も終身給付(完投)で備える



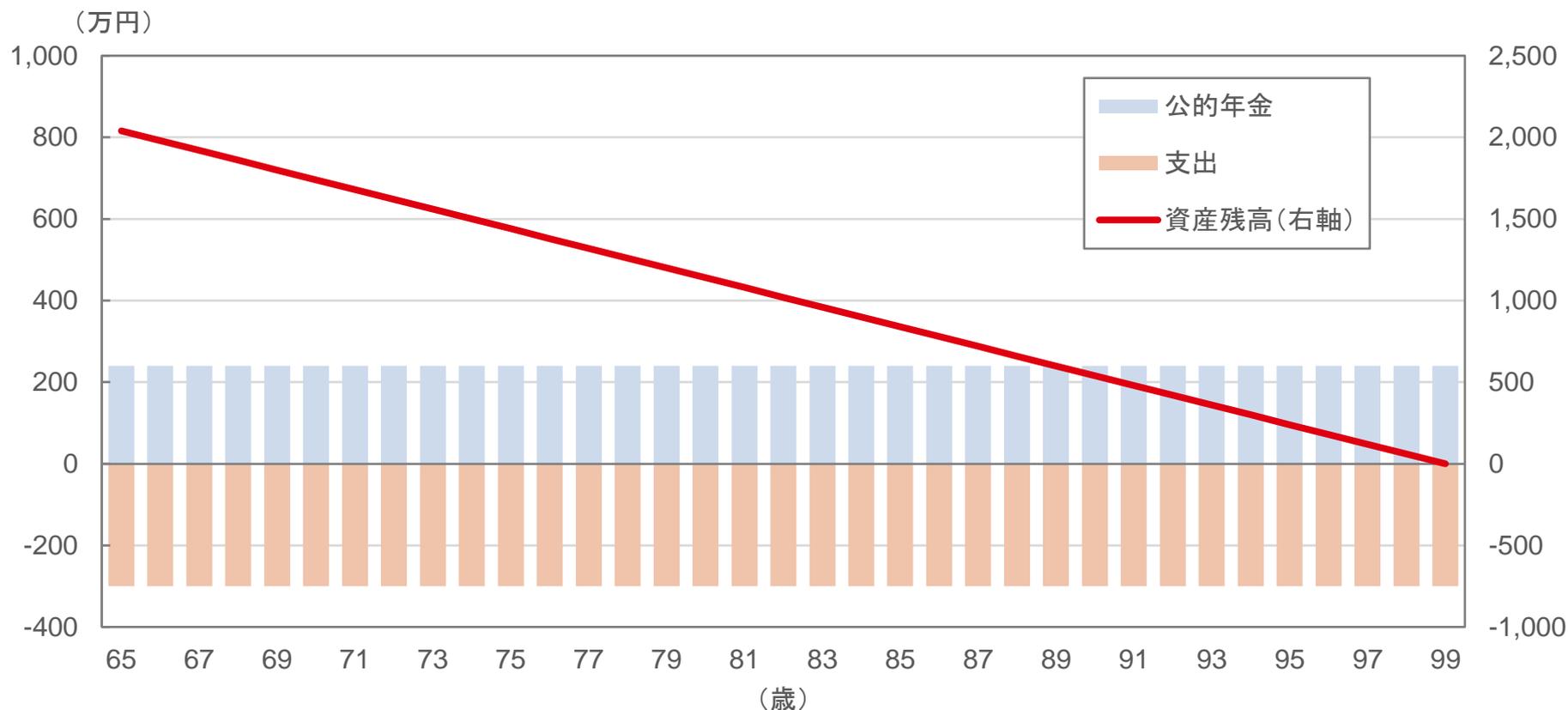
<パターン④>

公的年金の受給開始までの期間を就労のみで乗り切る(貯蓄は臨時的出費への備え)



WPPによる老後生活設計の可視化①

■ いわゆる「老後2,000万円」の構図

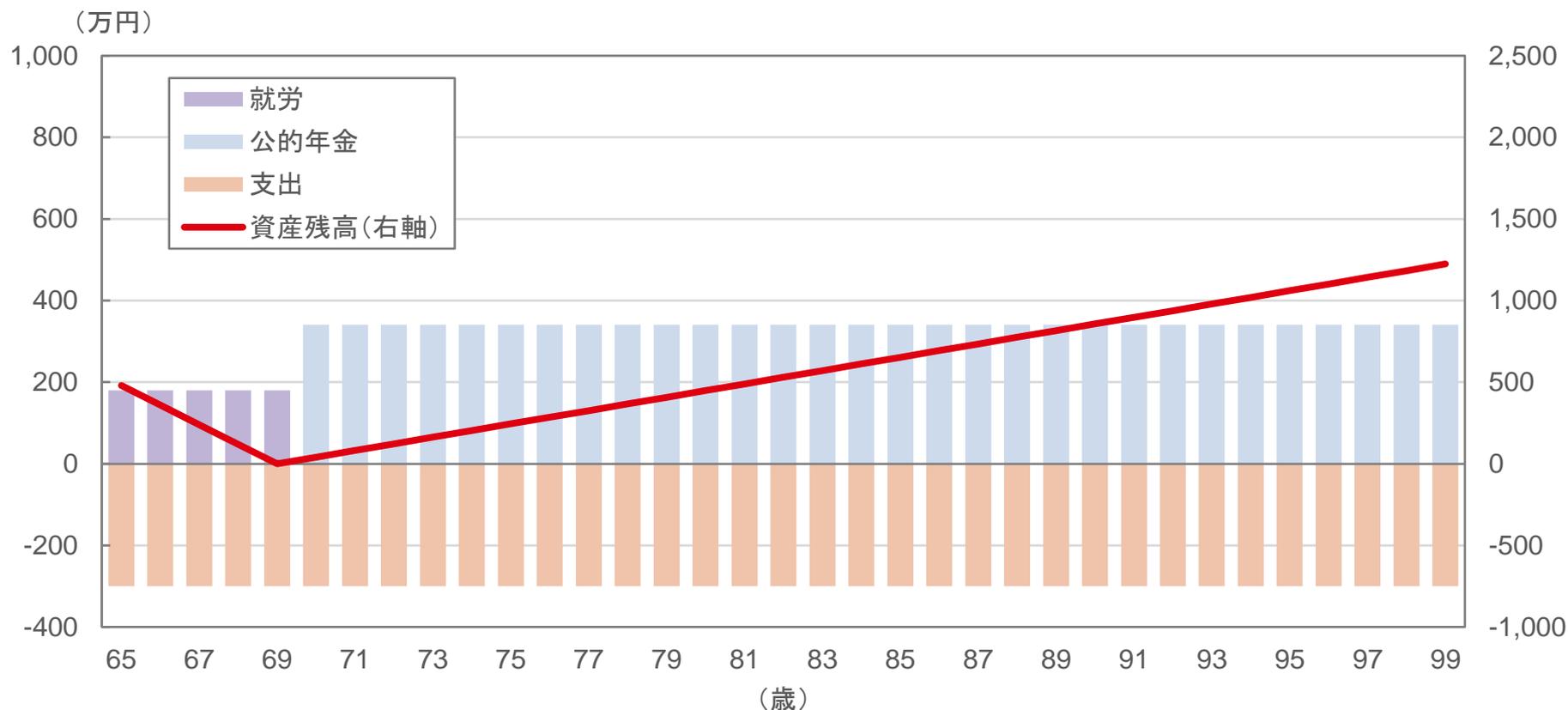


(注1) 収入は公的年金のみで月20万円(年240万円)、支出は月25万円(年300万円)と仮定。

(注2) 期初に2,100万円の資産を保有しているものと仮定。

WPPによる老後生活設計の可視化②

■ 就労延長と70歳繰下げ受給により、65歳時点で準備すべき金額は減少

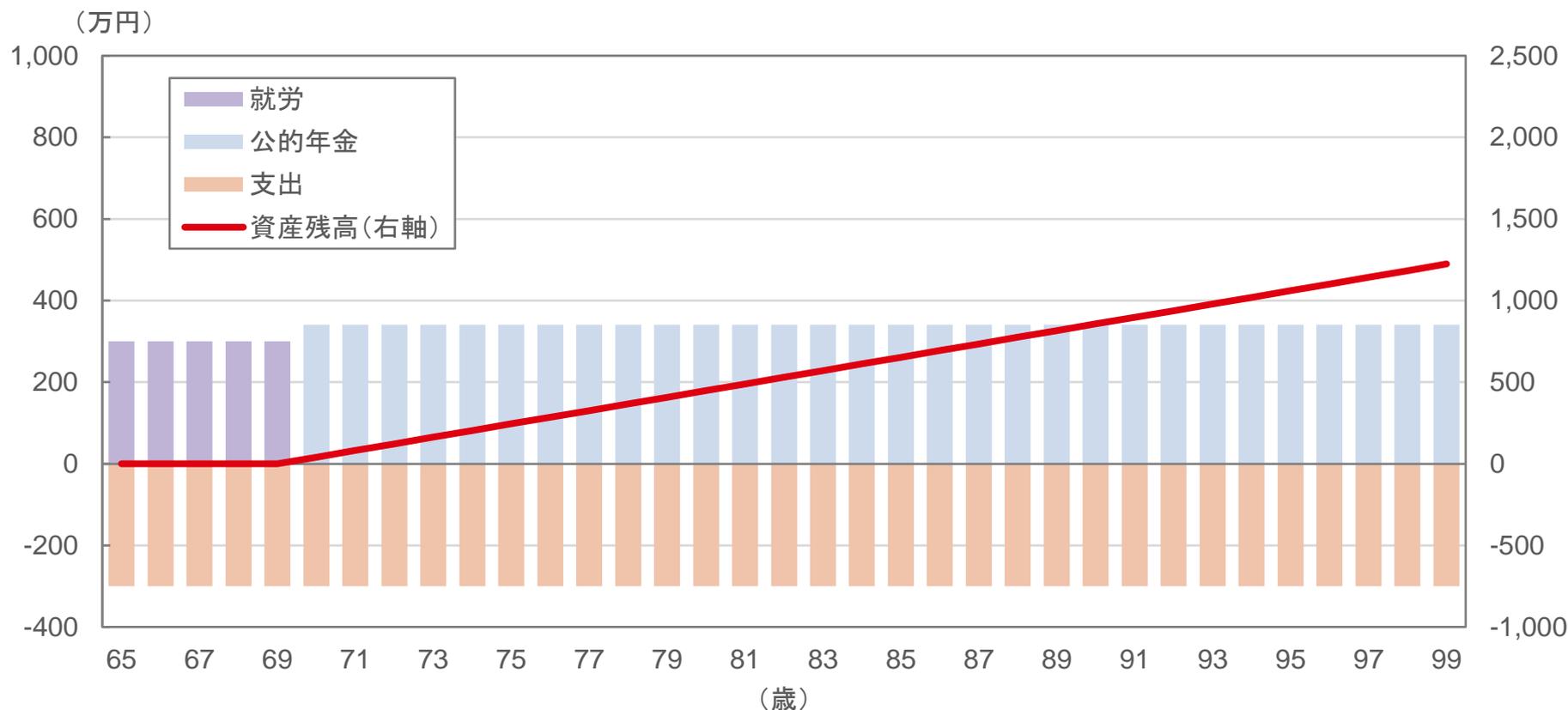


(注1) 収入は就労(65~69歳まで月15万円(年180万円))および公的年金(70歳以降月28.4万円(年340.8万円))、支出は月25万円(年300万円)と仮定。

(注2) 期初に600万円の資産を保有しているものと仮定。また、運用利回りは年0%と仮定。

WPPによる老後生活設計の可視化③

■ 支出を上回る就労収入が得られれば、65歳時点で準備すべき金額は0に

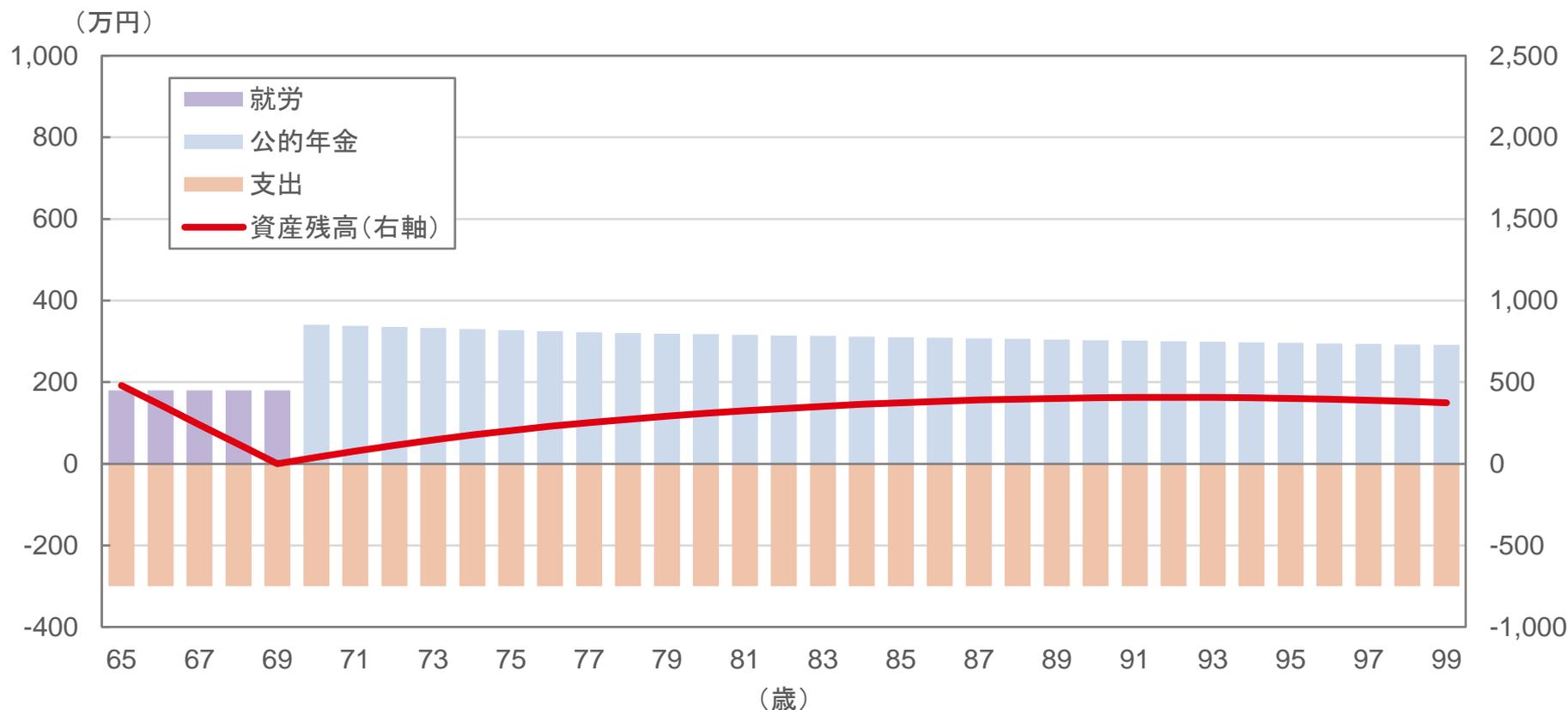


(注1) 収入は就労(65~69歳まで月25万円(年300万円))および公的年金(70歳以降月28.4万円(年340.8万円))、支出は月25万円(年300万円)と仮定。

(注2) 期初に資産は保有していないものと仮定。また、運用利回りは年0%と仮定。

WPPによる老後生活設計の可視化④

■ マクロ経済スライドが発動されても、資産が枯渇する可能性は低い



(注1) 収入は就労(65~69歳まで月15万円(年180万円))および公的年金(70歳以降月28.4万円(年340.8万円))から徐々に減少)、支出は月25万円(年300万円)と仮定。

(注2) 公的年金の減少率は、2019年財政検証における既裁定者(1954年生まれ)の年金額の見通しに基づく変化率を使用。

(人口前提: 出生中位・死亡中位、経済前提: ケースV)

(注3) 期初に600万円の資産を保有しているものと仮定。また、利回りは年0%と仮定。

■ 私的年金等

- 年金原資の通算・一元化(ポータビリティ)の拡充
- 税制の見直し・・・年金受取と一時金受取の税制上の中立化 etc
- 「中継ぎ」に対応した受取方法の普及

■ 就労延長・公的年金

- 在職老齢年金の廃止

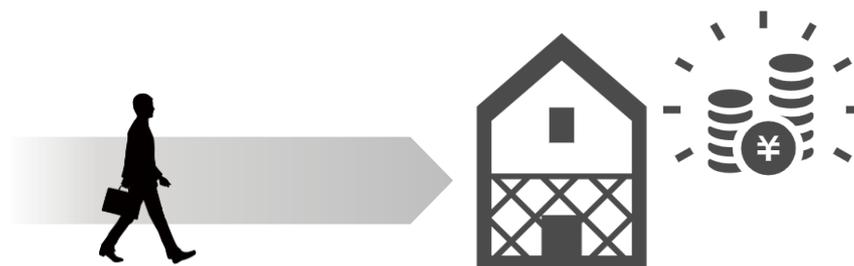
■ その他

- 老後所得の「見える化」・・・年金ダッシュボード、公的年金シミュレーター etc
- 相談・助言が可能な専門家の育成

參考資料

■ メリット

- 老後の家計収支を二重に改善・・・準備期間の延長 & 取崩し期間の短縮
- 将来の公的年金・企業年金の給付増が期待
- 稼働収入の確実性(ボラティリティの低さ)



■ 留意点(想定される反論)

- 高齢になると働き口が無くなるのでは?
- いつまで元気に働けるだろうか?

■ フルタイムからパートタイムへ

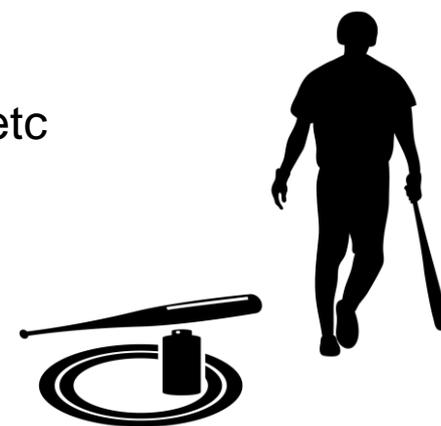
- 途中交代、間隔を空けながら出場 etc

■ 職務・役割の変更

- 先発からリリーフへの転向、守備位置の変更(コンバート) etc
- 指名打者、代打の切り札 etc

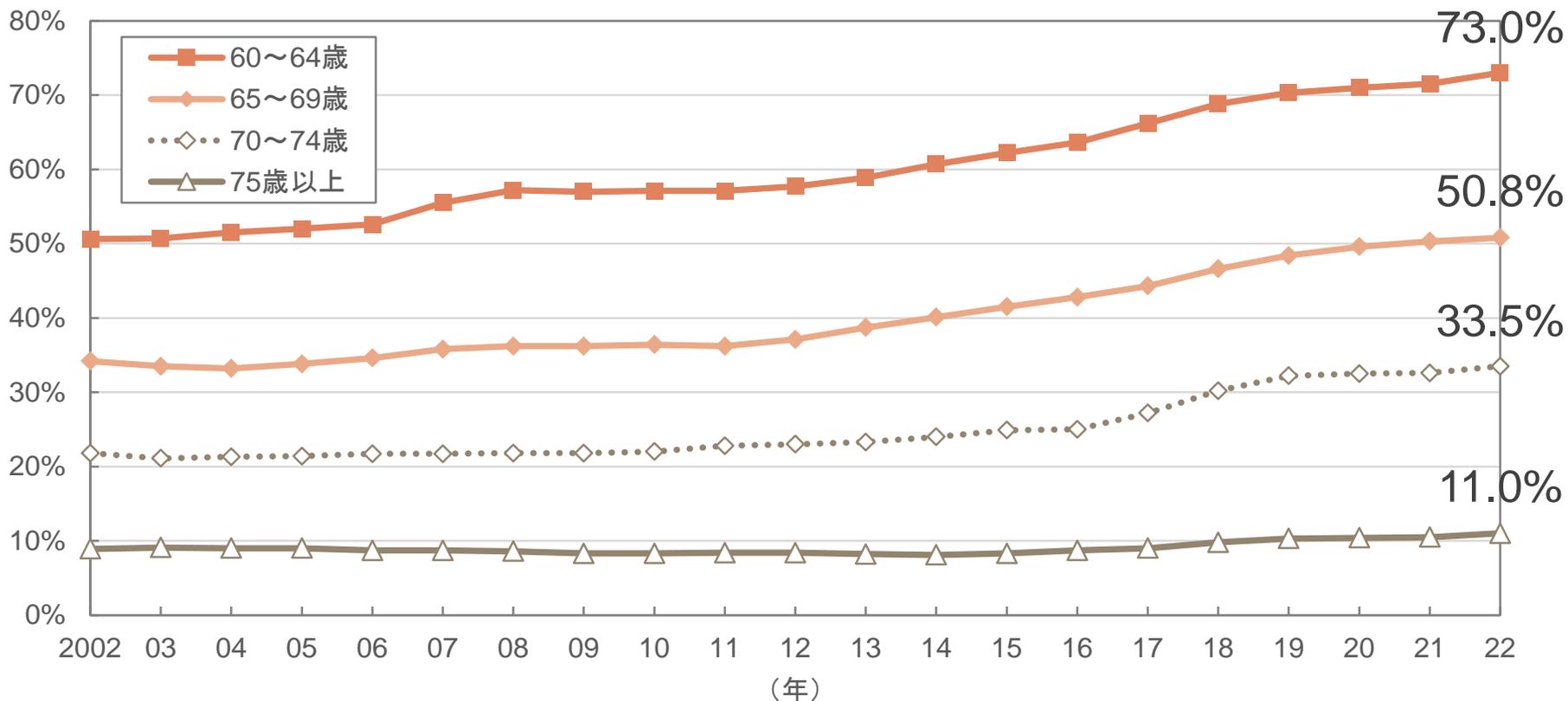
■ 兼業・副業

- コーチを兼任
- 副業 (CM出演、用具メーカーとのアドバイザー契約) etc



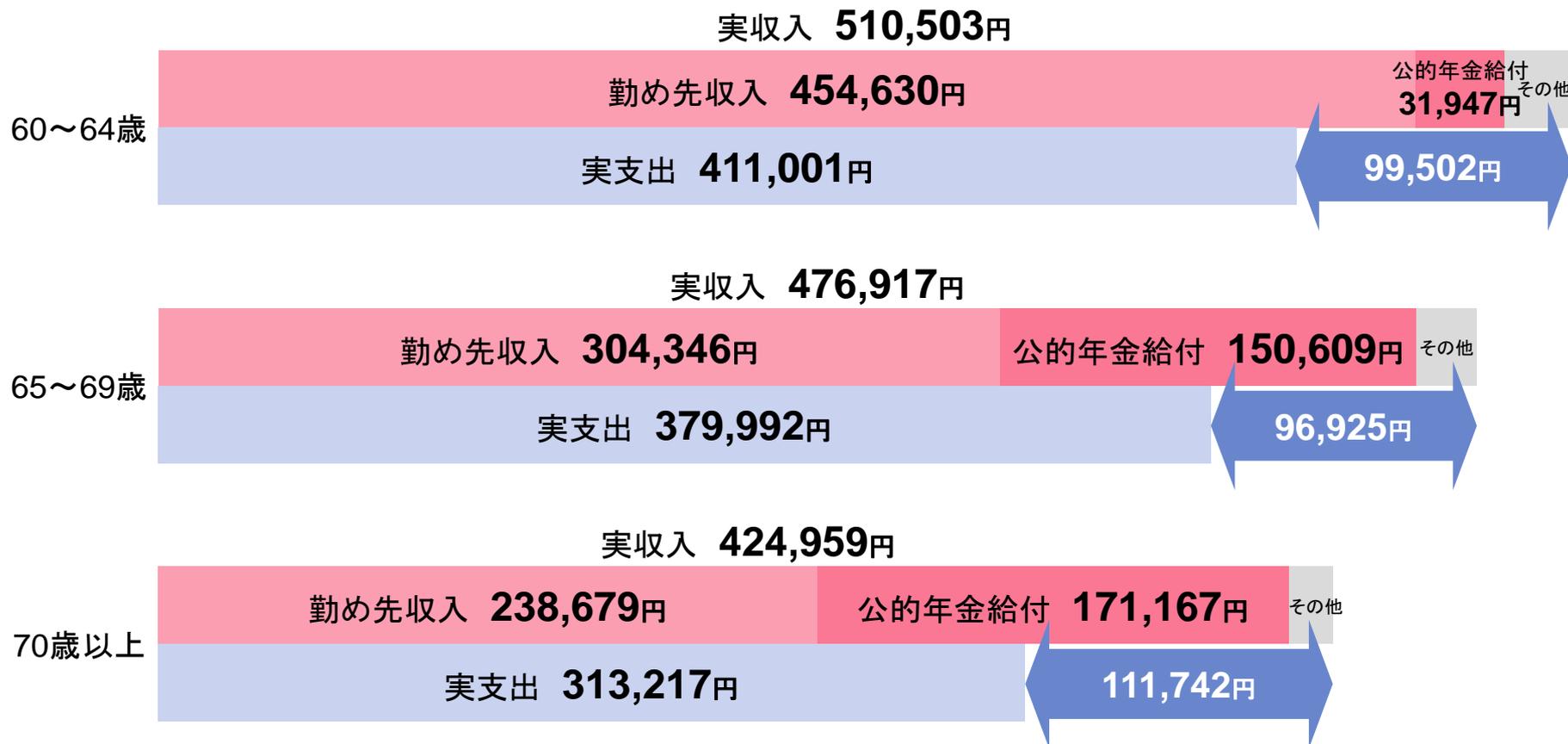
現役期と同じ働き方は不要

就労延長 (Work longer) ③ 高齢者の就業率の推移



※ 就業率は、「就業者÷15歳以上人口」で算出。
 (出所)総務省統計局「労働力調査(基本集計)」各年盤

就労延長 (Work longer) ④ 高齢勤労者世帯の家計収支



(出所) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」(2022年)

■ メリット

- 自助努力の範囲が明確化・・・就労引退から公的年金の受給開始までの間
- 有期年金・一時金でも対応可能・・・私的年金の給付実態にも適う



■ 留意点 (想定される反論)

- 私的年金で備えるだけの経済的余裕が無い
- うちの会社には退職金や企業年金なんて無い
- 投資や資産運用って難しそう・・・

■ 会社員：勤務先にある制度から検討

- 退職金・企業年金 (確定給付企業年金、企業型DC etc)
- 財形年金貯蓄、拠出型企業年金保険、グループ保険、労働組合の年金共済 etc

■ 自営業：第1号被保険者のみ利用可能な制度から検討

- 付加年金、国民年金基金、小規模企業共済
- 業界・業種のグループ保険 etc

■ その他：税制優遇の手厚いものから検討

- iDeCo、NISA、つみたてNISA、個人年金保険 etc



さまざまな制度・金融商品を総動員

私的年金等 (Private pensions) ③ 年金の主な支給形態

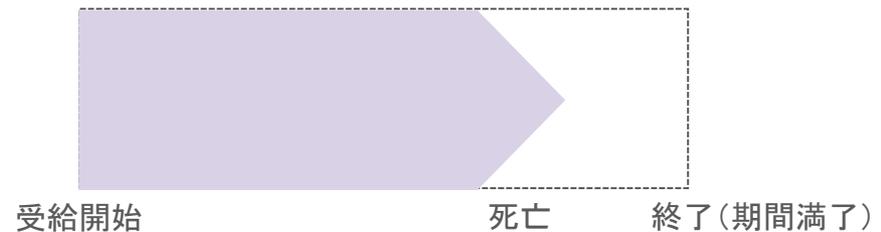
■ 確定年金

- 生死にかかわらず一定期間支給



■ 有期年金

- 生存を条件に一定期間支給



■ 終身年金

- 生存を条件に終身にわたり支給



■ 保証期間付き終身年金

- 保証期間中は生死にかかわらず支給
- 保証期間後は終身にわたり支給



私的年金等 (Private pensions) ④ 制度別の受取方法

	年 金					一時金 (老齢・退職)
	確定年金	有期年金	終身年金	保証期間付き 終身年金	分割取崩	
公的年金	—	—	○	—	—	—
付加年金	—	—	○	—	—	—
国民年金基金	○ 5・10・15年	—	○ ^{※2}	○ ^{※2}	—	—
確定給付企業年金	○ 5~20年	○ 5~20年	—	○	—	○
確定拠出年金	○ 5~20年	○ 5~20年	—	○	○ 5~20年	○
中小企業退職金共済 特定退職金共済	○ 5・10年	—	—	—	—	○
小規模企業共済	○ 10・15年	—	—	—	—	○
財形年金貯蓄	○ 5~20年	○ 5~20年	—	○	—	△ ^{※3}
個人年金保険 拠出型企業年金保険 グループ保険etc	○	○	—	○	—	○
NISA 預貯金など	—	—	—	—	—	○

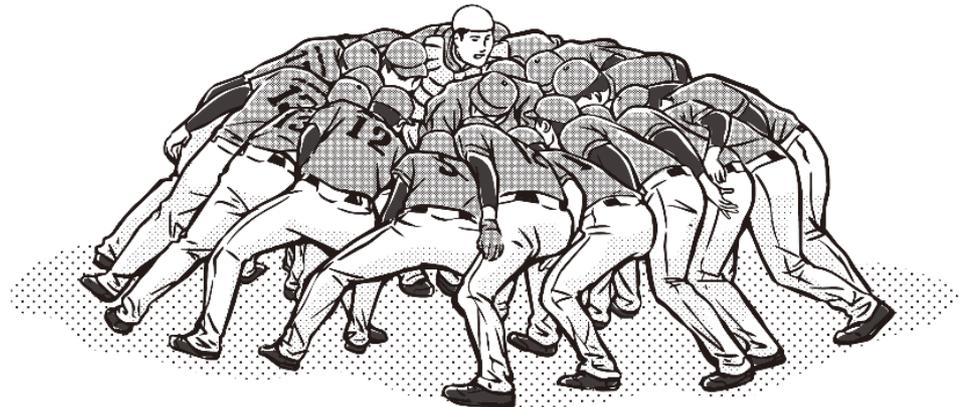
※1 受取方法の選択肢は、制度を実施する企業あるいは金融機関によって異なる。

※2 1口目はA型(15年保証期間付き終身年金)またはB型(終身年金)から選択しなければならない。

※3 解約すれば一時金を受給できるが、非課税措置は適用されない。

■ メリット

- 終身給付で長生きリスクをカバー・・・選手(国民)全員でリスクに備える保険
- 繰下げ受給による給付増が可能

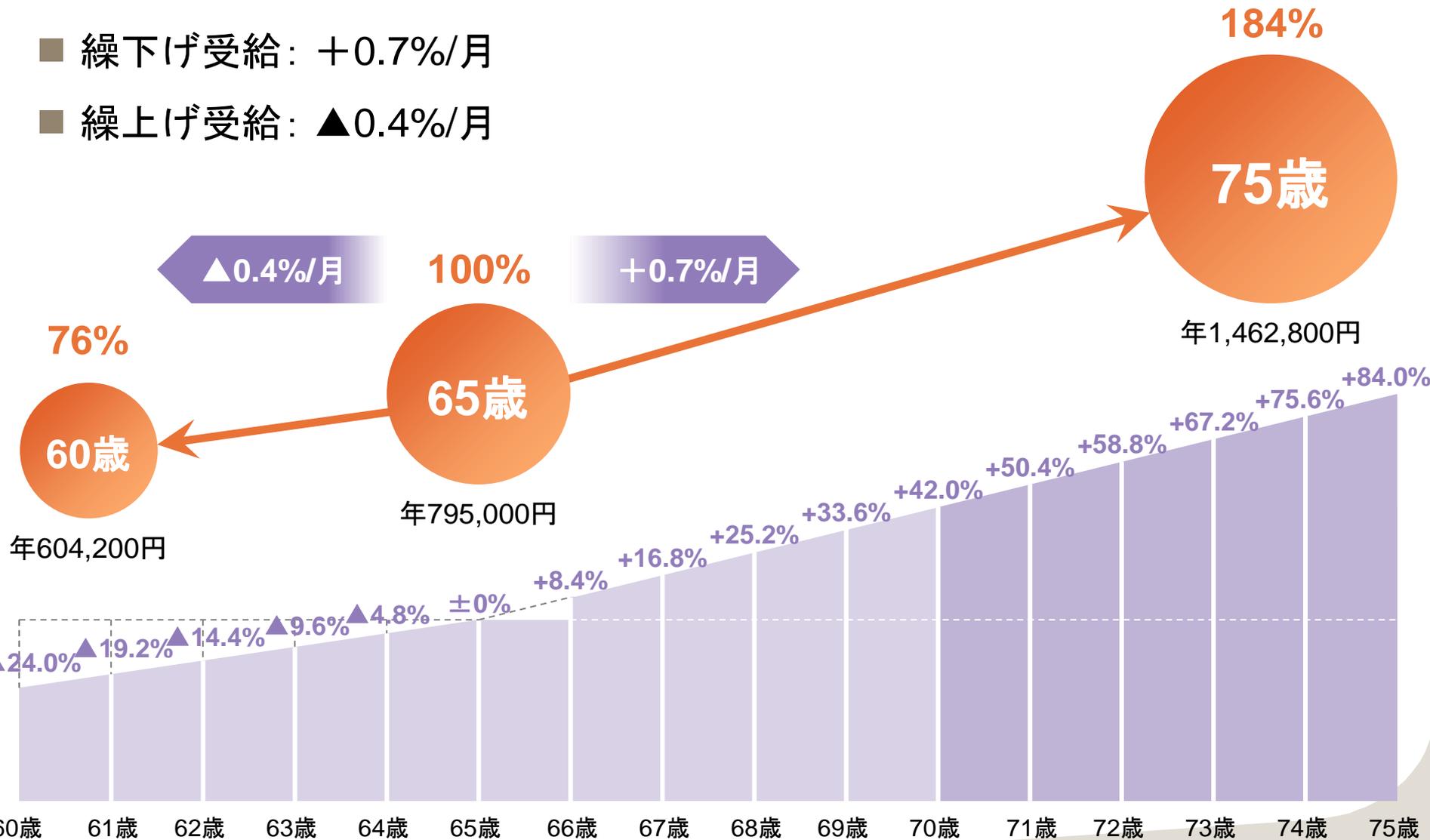


■ 留意点 (想定される反論)

- そもそも公的年金は当てになるのだろうか?
- 繰下げ受給をすると「手取り」で損をするのでは?

公的年金 (Public pensions) ② 繰下げ受給とは(その1)

- 繰下げ受給: +0.7%/月
- 繰上げ受給: ▲0.4%/月



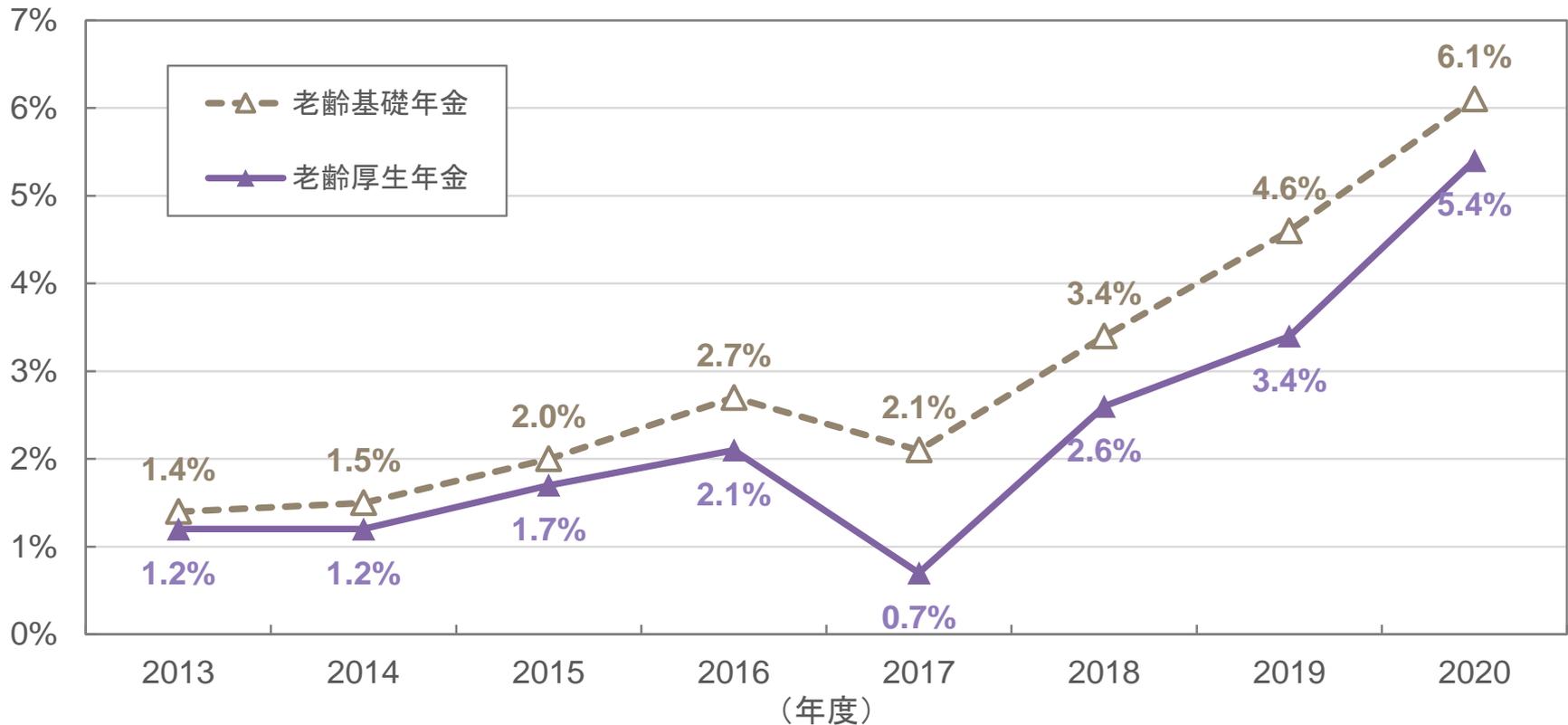
メリット

- 年金額が増加する(上限の75歳まで繰下げた場合、年金額が最大で約84%増加)
- 受給開始したいと思った時に請求手続きをすればよい(事前に申請する必要は無い)
- 請求前であれば受給開始時期の変更は自由(一旦受給開始すると変更は不可能)
- 請求時に、①繰下げによる増額受給か②遡及受給(増額なし&未支給分を一括受給)を選択可能
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に受給開始時期を選択できる
(老齢基礎年金のみを繰下げれば、加給年金は65歳から受給可能)

留意点

- 繰下げをしている最中は、他の手段で生活資金を得る必要がある
- 65歳前に支給される「特別支給の老齢厚生年金」は繰下げの対象外
- 「加給年金」「振替加算」「遺族年金」は繰下げの対象外
- 在職老齢年金による調整が行われた場合、支給停止部分は増額されない
- 年金収入の増加により税・社会保険料負担が増える(手取り額でみた実質的な増額率は小さくなる)

公的年金 (Public pensions) ④ 新規裁定者の繰下げ状況



※1 老齡基礎年金は、老齡厚生年金の受給権を有しない老齡基礎年金の受給権者のみを対象としている。

※2 老齡厚生年金は、2016年度以前は老齡基礎年金のみを繰下げた受給権者も含まれており、2017年度以降の数値とは連続していない。

(出所)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」各年度版

■ 特別支給の老齢厚生年金

■ 在職老齢年金

■ 加給年金

誤解① 受給開始年齢は事前予約が必要!? 変更は不可能!?

- ⇒ 受給しなくなった時点で請求手続きを行えば良い(事前予約は不要)
- ⇒ 請求前であれば、受給開始のタイミングは随時変更可能

誤解② 上限年齢の拡大は「支給開始年齢」引上げへの布石!?

- ⇒ 繰上げ率・繰下げ率は年金財政上中立になるよう設定
- ⇒ 支給開始年齢を引上げなくても、現在はマクロ経済スライドによる調整が可能

誤解③ 年金額が増えると、税・社会保険料の負担も増える!?

- ⇒ 税・社会保険料の負担は増えるが、手取り額も確実に増える(逆進的ではない)
- ⇒ 給与や報酬の上昇は歓迎するのに、なぜ年金になると手取り額に固執するのか

誤解④ 利用されていないのは制度に欠陥があるから!?

- ⇒ 新規裁定者ベースでは5~6%に増加(27ページ参照)
- ⇒ 特別支給の老齢厚生年金(特老厚)が支給される間は、利用は急増しない
- ⇒ 本格的な利用は2026年4月(女性は2031年4月)以降になるものと予想

繰下げて後悔するのは「あの世」

繰上げて後悔するのは「この世」



- 久保知行（2009）「年金給付を企業から切り離して第三者機関に」『エコノミスト』第87巻第56号
- 佐野邦明（2018）「国際比較からわかる日本の年金制度」『年金制度の展望：改革への課題と論点』東洋経済新報社
- 権丈善一ほか（2019）「シンポジウム：2019年財政検証に向けて」『日本年金学会誌』第38号
- 谷内陽一（2020）「私的年金の税制およびポータビリティに関する考察：「継投型」による公私年金の役割分担を機能させるために」『日本年金学会誌』第39号
- 谷内陽一（2022a）「インフォームド・ディシジョンの基盤としての年金ダッシュボード：DecumulationおよびWPPモデルの可視化」『年金研究』第17号
- 谷内陽一（2022b）「公私の年金制度の役割分担に関する歴史的考察」『日本年金学会誌』第41号
- 谷内陽一（2023）『WPP：シン・年金受給戦略』中央経済社
- 森戸英幸（2018）「引退後所得保障制度に関するコメント」第19回税制調査会 資料総19-5

本資料における見解はすべて**発表者個人に帰する**ものであり、発表者が所属する法人・団体の公式見解を示すものではない旨ご承知おき願います。